

○農林水産省告示第 号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成二十八年九月二十三日農林水産省告示第千八百二十七号（ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正し、平成二十九年 月 日から施行する。

平成二十九年 月 日

農林水産大臣 齋藤 健

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	別表 一〇四 (略) 北海道網走市稲富、音根内、北浜、昭和、豊郷、中園、鱒浦、丸万、実豊、藻琴及び山里並びに網走郡大空町東藻琴西倉
改正前	別表 一〇四 (略) 北海道網走市稲富、音根内、北浜、昭和、豊郷、中園、鱒浦、丸万、実豊、藻琴及び山里